

# 第87号 (令和6年3月1日)



**日本年金機構**  
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部  
部長 岡村 幸健

▶ 日本年金機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

▶ 日本年金機構公式X (旧Twitter) アカウント (@Nenkin\_Kikou)



## かけはし

### はじめに

皆様こんにちは！3月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、過年度分の国民年金保険料免除・納付猶予申請書、令和6年度の学生納付特例申請書（ターンアラウンド様式）の送付に関する内容について掲載しています。

また、障害年金講座では、診断書交付時のお願いについてお伝えしています。

ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 目次

■ はじめに	.....	p.1
■ 機構からの連絡	.....	p.2
・ 各種取組事業のスケジュールについて		
・ 過年度分の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の送付について		
・ 令和6年度の学生納付特例申請書（ターンアラウンド様式）の送付について		
・ 令和6年度国民年金保険料について		
■ 障害年金講座	.....	p.17
■ 広報の広場	.....	p.21
■ 地域の独自情報	.....	p.22
■ 編集後記	.....	p.22

## 機構からの連絡

### 各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和6年2月から令和6年6月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分 ● (単発) …今回限りの単発実施分 ▲ (新規) …新規の実施分

#### 令和6年 2月

- (定例) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
- (定例) 源泉徴収額に変更があった者へ、年金振込通知書を送付
- (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

#### 令和6年 3月

- (定例) 年末収納対策用納付書の送付

#### 令和6年 4月

- (定例) 国民年金保険料納付書の送付（4月定時分）
- (定例) 国民年金保険料学生納付特例ターンアラウンド申請用紙の送付  
→ 詳細は、本誌12頁をご確認ください。
- (定例) 過年度分の国民年金保険料の免除等申請勧奨を実施

#### 令和6年 6月

- (定例) 統合通知書（年金振込通知書・年金額改定通知書）の送付
- (定例) 年金生活者支援給付金統合通知書（給付金振込通知書・給付金額改定通知書）の送付

## 過年度分の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の送付について

(国民年金部)

過年度保険料に未納があり、国民年金保険料の免除または納付猶予に該当すると見込まれる方に送付する国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ターンアラウンド様式）について、以下のとおり実施します。

	過年度2年目	過年度1年目
対象者	令和4年度免除周期（令和4年7月分～令和5年6月分）において、本人・配偶者・世帯主の所得金額、扶養情報により全額免除または納付猶予に該当すると見込まれる方	令和5年度免除周期（令和5年7月分～令和6年1月分）において、本人・配偶者・世帯主の所得金額、扶養情報により全額免除または納付猶予に該当すると見込まれる方
発送物	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ターンアラウンド様式）※</li><li>・免除制度等ご案内リーフレット</li><li>・個人情報保護シール※</li></ul> ※過年度2年目及び過年度1年目の両年度で全額免除または納付猶予に該当すると見込まれる場合、1つの封筒で送付されます。	
発送時期	令和6年4月26日（予定）	

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、免除・納付猶予を申請することができます。

なお、学生の方や令和4年6月分以前の期間の免除・納付猶予については、今回送付する申請書では申請できません。

（レイアウトについては、次頁をご覧ください。）



免除等申請がお済みでない方へ



国民年金保険料、未納のままにいませんか？

全国で約**240万人**の方が全額免除制度を利用しています。

簡単！

手続きはハガキを出すだけ！

保険料を未納のままにすると、老後の年金だけでなく、障害年金や遺族年金まで受け取ることができなくなってしまう場合があります。

そのような状況を防ぐため、ご本人からの申請により、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

※免除等申請は所得等の審査があります。審査の結果、承認されない場合があります。

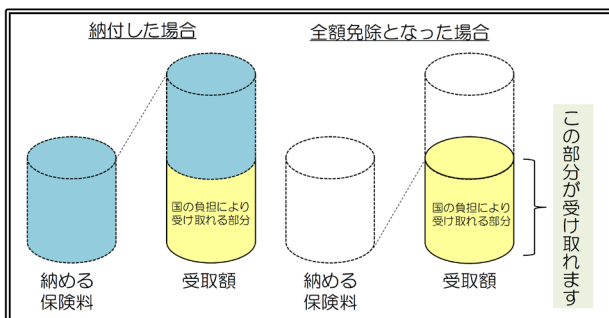
### 免除等申請をおすすめします

#### 年金を受け取るために必要な期間に算入されます！

免除や納付猶予が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（120か月）として認められます。

#### 老齢基礎年金の半分は、皆さまが払う税金から支出されています。

免除が承認されると、全額納付した場合の約半額が国の負担により受取額に加算されます。

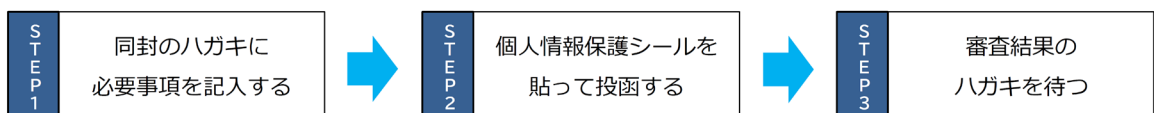


免除された保険料は後から納めることで年金額を増やせます。

10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付（追納）し、**老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能**です。

※免除期間から2年度を超えて追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、ご注意ください。

### 手続きは簡単です



記載例は裏面にあります

スマートフォン等によりマイナポータルから電子申請することも可能です。手続き及び申請方法はこちらから <https://myna.go.jp>

マイナポータル

検索

「全額免除対象者用リーフレット」（うら面）

申請書の記入方法

赤枠の箇所をボールペンで記入してください

このハガキでの申請期間は、ここに記載された年度の7月～翌年6月までです。

国民年金保険料 免除・納付猶予申請書

下記のとおり免除・納付猶予を申請します。 46359

基礎年金番号 9999-999999 生年月日 5.昭和 7.平成 申請期間 元号99 年度

住所 〒XXXX-XXXX  
X X X X X X X X X X X X X X X X X X  
X X X X X X X X X X X X X X X X X X

申請者 (被保険者) フリガナ ① ネンキン タロウ  
氏名 年金 太郎

電話番号 ①.自宅 ②.携帯 XXX - XXXX - XXXX

配偶者 フリガナ ② ネンキン ハナコ 配偶者生年月日 5.昭和 7.平成 XX 年 XX 月 XX 日  
氏名 年金 花子

(配偶者が別世帯の場合) 配偶者の個人番号

世帯主 フリガナ ③ ネンキン イチロウ  
氏名 年金 一郎

1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。  
希望しない場合は右の  を○で囲んでください。

希望しません

特記事項

2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。  
希望しない場合は右の  を○で囲んでください。

希望しません

④ 〇〇 年 〇 月 〇 日 日本年金機構理事長あて

免除は右記の区分を上から順に審査します。  
変更等を希望する場合は、お問い合わせ先の年金事務所へご連絡ください。

①全額免除  
②納付猶予  
③4分の3免除  
④半額免除  
⑤4分の1免除

- STEP 1  
申請される方のお名前とお電話番号をご記入ください。
- STEP 2  
配偶者がいる場合は「いる」を○で囲んで、お名前と生年月日をご記入ください。  
※別居中の配偶者がいる場合は、配偶者の個人番号もご記入ください。
- STEP 3  
世帯主が別にいる場合は「いる」を○で囲んで、お名前をご記入ください。
- STEP 4  
提出日を記入し、同封の個人情報保護シールを貼って投函してください。

●申請する対象期間中に、世帯構成の変更（結婚・離婚・世帯主変更等）や申請者・配偶者・世帯主のいずれかに離職などの就業状況の変更があった場合は、「特記事項」欄にその旨と年月日をご記入ください。

⚠ 付加年金、国民年金基金に加入中の方へ -----  
免除・納付猶予が承認されると、加入している付加年金や国民年金基金は脱退となります。

※審査には2カ月程度かかります。審査結果の通知書が届く前に、年金事務所や日本年金機構の委託事業者から、行き違いでご案内がされることがありますので、ご了承ください。  
※学生の方は、免除制度をご利用いただけません。納付が猶予される「学生納付特例制度」をご利用ください。

国民年金保険料の免除制度は、ホームページでもご案内しています。  
(<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/index.html>)

国民年金 免除 検索

免除等申請がお済みでない方へ



国民年金保険料、未納のままにしていますか？

全国で約**58万人**の方が納付猶予制度を利用しています。

簡単！

手続きはハガキを出すだけ！

保険料を未納のままにすると、老後の年金だけでなく、障害年金や遺族年金まで受け取ることができなくなってしまう場合があります。

そのような状況を防ぐため、ご本人からの申請により、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

※免除等申請は所得等の審査があります。審査の結果、承認されない場合があります。

### 免除等申請をおすすめします

#### 年金を受け取るために必要な期間に算入されます！

免除や納付猶予が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（120か月）として認められます。

#### 万が一の際にも保障があります！

納付猶予を受けていれば、ケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

未納のままだと、障害を負った際に、障害年金が受け取れない場合があります。

納付猶予を受けていれば



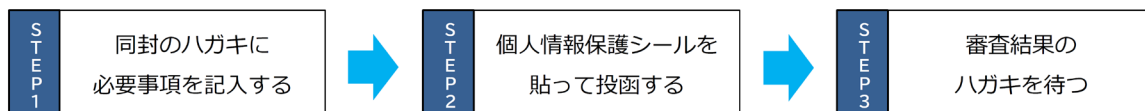
障害を負ったときにも年金が支えてくれます。

免除された保険料は後から納めることで年金額を増やせます。

10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付（追納）し、**老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能**です。

※免除期間から2年度を超えて追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、ご注意ください。

### 手続きは簡単です



記載例は裏面にあります

スマートフォン等によりマイナポータルから電子申請することも可能です。手続き及び申請方法はこちらから <https://myna.go.jp>

マイナポータル 検索

# 「納付猶予対象者用リーフレット」(うら面)

## 申請書の記入方法

赤枠の箇所をボールペンで記入してください

このハガキでの申請期間は、ここに記載された年度の7月～翌年6月までです。

国民年金保険料 免除・納付猶予申請書

下記のとおり免除・納付猶予を申請します。 46359

基礎年金番号 9999-999999 生年月日 5昭和 7平成 9-999999 申請期間 元号99 年度

住所 〒XXXX-XXXX  
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

申請者(被保険者) フリガナ ① ネンキン タロウ  
 氏名 年金 太郎  
 電話番号 ①自宅 ②携帯 XXX-XXXX-XXXX

配偶者 フリガナ ② ネンキン ハナコ 配偶者生年月日  
 ③ いる 氏名 年金 花子 ④ 5昭和 7平成 XX年XX月XX日  
 (配偶者が別世帯の場合)配偶者の個人番号

世帯主 フリガナ ③ ネンキン イチロウ  
 ⑤ いる 氏名 年金 一郎 ⑥ いない

1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。  
 希望しない場合は右の  を○で囲んでください。

2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。  
 希望しない場合は右の  を○で囲んでください。

特記事項  
 希望しません  
 希望しません

4 〇〇年〇月〇日 日本年金機構理事長あて

免除は右記の区分を上から順に審査します。  
 変更等を希望する場合は、お問い合わせ先の年金事務所へご連絡ください。

①全額免除
②納付猶予
③4分の3免除
④半額免除
⑤4分の1免除

### STEP 1

申請される方のお名前とお電話番号をご記入ください。



### STEP 2

配偶者がいる場合は「いる」を○で囲んで、お名前と生年月日をご記入ください。  
 ※別居中の配偶者がいる場合は、配偶者の個人番号もご記入ください。



### STEP 3

世帯主が別にいる場合は「いる」を○で囲んで、お名前をご記入ください。



### STEP 4

提出日を記入し、同封の個人情報保護シールを貼って投函してください。

●申請する対象期間中に、世帯構成の変更(結婚・離婚・世帯主変更等)や申請者・配偶者・世帯主のいずれかに離職などの就業状況の変更があった場合は、「特記事項」欄にその旨と年月日をご記入ください。

⚠ 付加年金、国民年金基金に加入中の方へ  
 免除・納付猶予が承認されると、加入している付加年金や国民年金基金は脱退となります。

※審査には2カ月程度かかります。審査結果の通知書が届く前に、年金事務所や日本年金機構の委託事業者から、行き違いでご案内がされることがありますので、ご了承ください。  
 ※学生の方は、免除制度をご利用いただけません。納付が猶予される「学生納付特例制度」をご利用ください。

国民年金保険料の免除制度は、ホームページでもご案内しています。  
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/index.html>

国民年金 免除      検索

2404 1016 019



国民年金に加入中の方、国民年金に加入される方へ

# マイナポータルからスマホで 国民年金手続の電子申請ができます

## 対象手続

- ① **国民年金(第1号被保険者)加入の届出**  
➢ お勤め先を退職した場合などの、国民年金へ加入する手続
- ② **国民年金保険料 免除・納付猶予の申請**  
➢ 経済的に保険料の納付が困難な場合に、納付の免除または猶予を申請する手続
- ③ **国民年金保険料 学生納付特例の申請**  
➢ 学生の方が保険料の納付が困難な場合に、納付の猶予を申請する手続

メリット  
1

スマートフォンで簡単に申請できます!



メリット  
2

24時間365日、申請できます!

メリット  
3

処理状況や申請結果が確認できます!

電子申請の方法は  
**裏面**をご覧ください。



電子申請の利用方法等については、  
日本年金機構ホームページで動画も公開しております。



ホームページ・動画はこちら  
[https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/denshi_kokunen.html)

ぜひ、ご利用ください!

## マイナポータルとねんきんネットが繋がるともっと便利!

- マイナポータルとねんきんネットをつなぐと、対象の方にお知らせが届き、**かんたん**に電子申請できます

学生納付特例  
の更新

翌年度以降も在学予定の方へ  
お知らせを送付

免除・納付猶予  
の案内

該当する見込みの方へ  
お知らせを送付

必要最小限の入力で  
電子申請が可能に!

- 免除や猶予の承認を受けた期間や、さかのぼって納められる保険料を確認できます
- 最新の**年金記録の確認**や将来の**年金見込額の試算**などもできます

「ねんきんネット」  
マスコットキャラクター  
ねんきん太郎



マイナポータルとねんきんネットを  
つなげる手続は簡単!  
詳しくは、「ねんきんネット」で検索!



スマホの方はこちらから  
[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

# かんたん！ スマートフォンで電子申請

## 1 マイナポータル「年金の手続をする」にアクセス

### ① スマートフォンとマイナンバーカードでマイナポータルにログイン



マイナポータルはこちら  
<https://myna.go.jp>

※ 初めてマイナポータルを利用される方は、マイナポータルのトップ画面右上の「ログイン」から「利用者登録」を行ってください。

### ② マイナポータルのトップ画面で「注目の情報」を横スクロールし「年金の手続をする」を選択



## 2 手続の選択（希望する手続を選択する）

「国民年金に関する手続」画面で手順に沿って手続を選択し、「この条件で検索」をタップ

手順1	手順2	手順3	手続の種別
希望する手続を選択する	在学状況を選択する	国民年金の加入状況を選択する	
<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料の免除・納付猶予、または学生納付特例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生である</li> <li>学生でない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金に加入中</li> <li>会社を退職した方、配偶者の扶養から外れた方等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金保険料免除・納付猶予の申請</li> <li>国民年金保険料学生納付特例の申請</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金への加入</li> </ul>			

## 3 本人情報の入力（マイナンバーカードを読み取り、申請に必要な内容を入力する）

### ① 4桁のパスワード（券面事項入力補助用）を入力の上、スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取る（本人情報を自動入力）

### ② 入力画面の案内に従い、申請に必要な内容の選択および入力

申請に必要な「氏名（漢字）」、「生年月日」、「住所」などは自動入力されます！

手続の種別	申請に必要な内容の選択および入力事項	
	（被保険者情報）	（申請情報）
国民年金保険料免除・納付猶予の申請	氏名（カタカナ）	申請年度
国民年金保険料学生納付特例の申請	電話番号種別（携帯電話等） 電話番号 郵便番号	申請期間、学校の名称、学校の所在地、在学予定期間、学生の区分、添付書類（学生証等）
資格取得（種別変更）届		資格取得（種別変更）該当年月日

## 4 入力内容を確認（入力内容を確認し、電子申請する）

入力内容を確認し「次へ」をタップし、「申請する」をタップ  
 送信完了が表示されたら「電子申請」は完了

ご不明な点等ございましたら、以下をご覧ください。

### ■ ホームページで確認

国民年金 電子申請

検索

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)

### ■ お電話で確認（ねんきん加入者ダイヤル）



0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は  
 ナビダイヤル 03-6630-2525

受付時間

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後7時  
 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※ 休日、祝日（第2土曜日を除く）、

12月29日～1月3日はご利用いただけません

## 「送付用封筒」 (おもて面)

▽ 開封前にあて名をご確認ください。お届け先のご住所に、現在、受取人の方がお住まいでない場合には、お手数をおかけしますが、「誤配」、「転居した」等を封筒にご記入いただき、開封せずにそのままポストに入れてください。

料金後納  
郵便

 **日本年金機構**  
Japan Pension Service

親展

開封前にあて名をご確認ください。

大切なお知らせです。  
必ず開封してください。

差出人 日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

## 「送付用封筒」 (うら面)

△ 開封前にあて名をご確認ください。お届け先のご住所に、現在、受取人の方がお住まいでない場合には、お手数をおかけしますが、「誤配」、「転居した」等を封筒にご記入いただき、開封せずにそのままポストに入れてください。

**手続きは、お済みですか？**

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

# 令和6年度の学生納付特例申請書(ターンアラウンド様式)の送付について (国民年金部)

令和5年度に学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和6年度も在学予定の方に、「国民年金保険料学生納付特例申請書」(ターンアラウンド様式)を令和6年4月1日(月)にお送りします。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和6年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要はありません。

ただし、在学している学校等に変更がある方については、このハガキで申請することはできません。通常の申請書に在学証明書または学生証の写しを添付して申請することになります。

## 申請書のレイアウトを変更しました

今回送付する学生納付特例申請書より、申請書のレイアウトを変更しました。申請者記入欄を大きくし、記入する箇所の色を変更しております。

次頁以降に令和6年度学生納付特例申請書及び送付用封筒レイアウトの詳細を掲載しております。

(旧)

(新)

The old form layout (旧) features a complex grid of input fields for personal and school information. It includes a barcode at the top left, a title '国民年金保険料 学生納付特例申請書', and a reference number 'XXXXXXX XXX'. The form is divided into several sections for entering details like name, address, and school information. The input fields are small and densely packed.

The new form layout (新) is significantly simplified and more spacious. It features a large barcode at the top left and a title '国民年金保険料 学生納付特例申請書'. The input fields are larger and more clearly defined, with a color-coded design. The form is divided into sections for entering personal information, school information, and application details. The overall layout is cleaner and easier to navigate.

※ 掲載している申請書は参考です。記載内容等が変更する場合があります。ご了承ください。

なお、マイナポータルを開設されている方で「ねんきんネット」と連携済の方には、令和6年4月1日(月)に日本年金機構からマイナポータルにお知らせをお送りします。

学生納付特例を希望される場合、「お知らせ詳細」の画面にある「申請」ボタンから簡単に学生納付特例を申請することができます。

手続き及び申請方法はこちらから

電子申請の概要は  
日本年金機構ホームページをご覧ください

マイナポータル 検索  
<https://myna.go.jp>



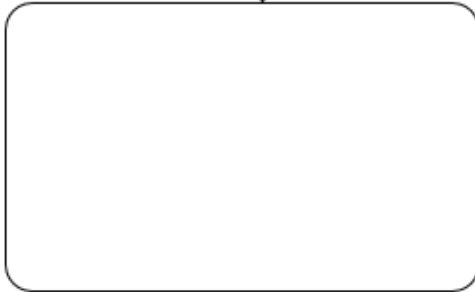
国民年金 電子申請 検索  
[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)





## 送付用封筒（おもて面）

△開封前にあて名をご確認ください。お届け先のご住所に、現在、受取人の方がお住まいでない場合には、お手を  
おかけしますが、「誤配」、「転居した」等を封筒にご記入いただき、開封せずにそのままポストに入れてください。



親・展

(日本年金機構ロゴ)

料金後納  
郵便

区分郵便  
特

大切なお知らせです。  
必ず開封してください。

差出人：日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

## 送付用封筒（うら面）

△開封前にあて名をご確認ください。お届け先のご住所に、現在、受取人の方がお住まいでない場合には、お手を  
おかけしますが、「誤配」、「転居した」等を封筒にご記入いただき、開封せずにそのままポストに入れてください。

一般的な国民年金の加入・保険料に関するお問い合わせは『ねんきん加入者ダイヤル』へ



0570-003-004

※間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

- 050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6630-2525にお電話ください。  
お問い合わせの際は、基礎年金番号通知書または年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- 「（東京）03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

【お問い合わせ時間】

月～金曜日……午前8時30分～午後7時00分  
第2土曜日……午前9時30分～午後4時00分

※土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※お電話がつながりにくい場合は、国民年金保険料学生納付特例申請のご案内に記載の年金事務所へお電話いた  
だきますようお願いいたします。

マイナポータルを利用した  
電子申請もできます！

手続き及び申請方法はここから



マイナポータル 検索  
<https://myna.go.jp>

電子申請の概要は日本年金機構  
ホームページをご覧ください。



国民年金 電子申請 検索  
[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)

### 国民年金保険料の金額

令和6年度の国民年金保険料額は、「**月額16,980円**」です。

令和6年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において17,000円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく令和6年度の保険料改定率「0.999」を乗じることにより、16,980円となりました。

### 便利でお得な納付方法をご利用ください

#### ■ 口座振替（口座からの引き落とし）

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。

さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※ 過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納めることはできません。

※ 引き落とし日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

#### ■ クレジットカード納付

年金事務所に申し込み、継続的にクレジットカード会社から立替納付を行うものです。

さらに、「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※ 過去の納め忘れの保険料および一部免除期間の保険料は、クレジットカードで納めることができません。

#### ■ 電子納付

ペイジー、インターネットバンキング、スマートフォン決済等もご利用いただけます。

### 国民年金保険料の前納

国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額について、厚生労働省告示（令和6年厚生労働省告示第35号）により定められました。

現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら15,290円、1年前納なら3,620円、6カ月前納でも830円の割引になります。

また、口座振替制度を利用して保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら16,590円、1年前納なら4,270円、6カ月前納でも1,160円の割引となり、大変お得です。

口座振替・クレジットカード納付には、次の方法があります。

- (1) 2年（4月～翌々年3月分）分の前納
- (2) 1年（4月～翌年3月分）分の前納
- (3) 6カ月（4月～9月分、10月～翌年3月分）分の前納
- (4) 毎月（早割、口座振替のみ）
- (5) 毎月（割引なし）

## まだ間に合う2年前納は？

口座振替・クレジットカード納付による令和6年4月からの2年前納の新規申込みは、令和6年2月末日で受付を終了しましたが、現金（納付書）での納付は可能です。

納付書の発行については、お近くの年金事務所をご案内ください（令和6年4月から令和8年3月分までの前納納付書の使用期限は、令和6年4月30日（火）です。余裕をもったご案内をお願いします）。

また、年度途中で新たに国民年金第1号被保険者になった方も、翌年度3月分までの前納を納付書で納めていただくことができます。

※ 保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません。

※ 金融機関等で納めていただく必要があるため、ご案内の際には、営業日等にご留意ください。

なお、口座振替・クレジットカード納付については、令和6年3月より初回振替（立替）時からの前納（開始時前納）の受付を開始していますので、併せてご案内ください。

## 国民年金保険料 納付額比較（令和6年4月時点）

	1カ月分 保険料額	割引額	6カ月分 保険料額	割引額	1年分 保険料額	割引額	2年分 保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付) (翌月末振替の口座振替)	16,980円	-	101,880円	-	203,760円	-	413,880円	-
【早割】 (当月末振替の口座振替)	16,920円	60円	101,520円	360円	203,040円	720円	-	-
6カ月前納 (現金納付)	-	-	101,050円	830円	202,100円	1,660円	-	-
6カ月前納 (口座振替)	-	-	100,720円	1,160円	201,440円	2,320円	-	-
1年前納 (現金納付)	-	-	-	-	200,140円	3,620円	-	-
1年前納 (口座振替)	-	-	-	-	199,490円	4,270円	-	-
2年前納 (現金納付)	-	-	-	-	-	-	398,590円	15,290円
2年前納 (口座振替)	-	-	-	-	-	-	397,290円	16,590円

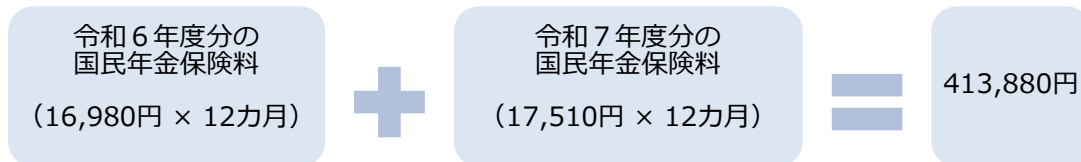
※ 令和6年度の国民年金保険料額は、「月額16,980円」です。

※ 一部免除（一部納付）の方の口座振替は「毎月納付（翌月末振替）」のご利用となります。

※ クレジットカード納付では、【早割】（当月末振替の口座振替）は適用されません。

また、クレジットカード納付による6カ月前納・1年前納・2年前納の割引額は、納付書による現金納付の割引額と同額となります。

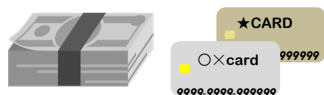
## 「現金」で2年分の国民年金保険料を毎月納付



## 「口座振替」、「現金・クレジットカード」で2年分の国民年金保険料を前納



口座振替で2年分の国民年金保険料を前納すると、納付額は、**397,290円（16,590円割引）**です！



現金・クレジットカードで2年分の国民年金保険料を前納すると、納付額は、**398,590円（15,290円割引）**です！



# 障害年金講座

第38回！

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



## ～ちょっと気になる 障害認定日より3ヶ月以内の現症年月日はいつ？～

1日乖離の説明誤りが散見されます。例を掲載しますので、参考にしてください。

初診日	令和4年10月20日
障害認定日	令和6年4月20日
診断書現症年月日	令和6年4月20日～令和6年7月19日

さて、今回のテーマは、

診断書交付時のお願い その②

です。

### 診断書交付時のお願い

- 「診断書の記載漏れ防止」の観点より、診断書交付時に記入上の注意について可能な限り説明をお願いします。
- 診断書にあります記入上の注意は、切り離さないまま診断書作成医に渡していただくよう説明をお願いします。
- 今回は「肢体の障害用」の「診断書」と「記入上の注意」（表裏両面）をセットにしたものを掲載しました。  
両面印刷し、診断書と一緒に病院に持参できるよう診断書交付時にご活用ください。  
（他の診断書も随時掲載していく予定です。）

氏名 (フリガナ)	住所	生年月日	性別	年齢	日付	性別	年齢
① 障害の原因となった病気の種類	② 傷病の発生日	③ 傷病の治療を受けた日	④ 傷病の発生日	⑤ 傷病の治療を受けた日	⑥ 傷病の治療を受けた日	⑦ 傷病の治療を受けた日	⑧ 傷病の治療を受けた日
⑨ 傷病の原因となった病気の種類	⑩ 傷病の治療を受けた日	⑪ 傷病の治療を受けた日	⑫ 傷病の治療を受けた日	⑬ 傷病の治療を受けた日	⑭ 傷病の治療を受けた日	⑮ 傷病の治療を受けた日	⑯ 傷病の治療を受けた日
⑰ 傷病の原因となった病気の種類	⑱ 傷病の治療を受けた日	⑲ 傷病の治療を受けた日	⑳ 傷病の治療を受けた日	㉑ 傷病の治療を受けた日	㉒ 傷病の治療を受けた日	㉓ 傷病の治療を受けた日	㉔ 傷病の治療を受けた日

① 切断又はは離断

② 切断又はは離断

③ 切断又はは離断

④ 切断又はは離断

⑤ 切断又はは離断

⑥ 切断又はは離断

⑦ 切断又はは離断

⑧ 切断又はは離断

⑨ 切断又はは離断

⑩ 切断又はは離断

⑪ 切断又はは離断

⑫ 切断又はは離断

⑬ 切断又はは離断

⑭ 切断又はは離断

⑮ 切断又はは離断

⑯ 切断又はは離断

⑰ 切断又はは離断

⑱ 切断又はは離断

⑲ 切断又はは離断

⑳ 切断又はは離断

㉑ 切断又はは離断

㉒ 切断又はは離断

㉓ 切断又はは離断

㉔ 切断又はは離断

① 切断又はは離断

② 切断又はは離断

③ 切断又はは離断

④ 切断又はは離断

⑤ 切断又はは離断

⑥ 切断又はは離断

⑦ 切断又はは離断

⑧ 切断又はは離断

⑨ 切断又はは離断

⑩ 切断又はは離断

⑪ 切断又はは離断

⑫ 切断又はは離断

⑬ 切断又はは離断

⑭ 切断又はは離断

⑮ 切断又はは離断

⑯ 切断又はは離断

⑰ 切断又はは離断

⑱ 切断又はは離断

⑲ 切断又はは離断

⑳ 切断又はは離断

㉑ 切断又はは離断

㉒ 切断又はは離断

㉓ 切断又はは離断

㉔ 切断又はは離断

様式第120号の3 (持参照 表)

(表頭)

〔診断書を作成していただく医師に事前までは、「記入上の注意」は切り離さないでください。〕

記入上の注意

- この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態であった者が、6歳に達する日の前日までの間に、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。
- また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の障害認定の対象者とならうとする人等について、国民年金又は厚生年金保険法施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。
- ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった事象について初めて医師の診察を受けた日を記入してください。前に他の医師が診察している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- ④の欄の「診療回数」は、発症日直前1年間に受けた診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。
- 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
  - 本人の障害の状態及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は、斜線により消してください。)
  - 本人の「居住の住所」欄に、②の欄の「(手足)指関節の運動可動域」及び③の欄の「関節可動域」の欄は、日本整形外科学会、日本足の外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定められた方法によって記入してください。

(裏面へつづく)

(各欄) 障害の状態は、診断書に添付している写真や図を記入してください。

(各欄) 大文字の欄は、記入漏れをもちょうに記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により消してください。)

## 様式第120号の3 (持参用 裏)

年度： 年 月 日

種別	右腕				左腕			
	可動域	伸張力	握力	握持力	可動域	伸張力	握力	握持力
肩								
肘								
手								
指								
腕								
手								
指								
足								

**補助用具を使用しない状態で  
判断してください。**

日常生活における動作： 右 左

動作 1 肩・腕の可動域： 右 左

動作 2 肩・腕の伸張力： 右 左

動作 3 手の握力： 右 左

動作 4 手の握持力： 右 左

動作 5 手の可動域： 右 左

動作 6 手の伸張力： 右 左

動作 7 足の可動域： 右 左

動作 8 足の伸張力： 右 左

動作 9 足の握力： 右 左

動作 10 足の握持力： 右 左

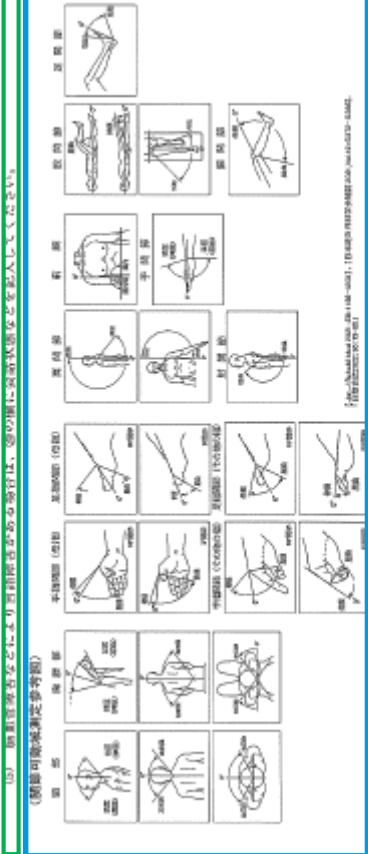
医師又は診断医の氏名

所 在 地

年 月 日

(3) 手の握の「握力」の程度を表す指標的「程度」は、次のとおりです。  
 平常・・・使用者が手で加える十分な抵抗を伴って自動可能な場合  
 やや減・・・使用者が手を加えた程度の抵抗を伴って自動可能な場合  
 半減・・・使用者の加える抵抗には応じ得ないが、自分の体部分の重みに依って自動可能な場合  
 著減・・・自分の体部分の重みに応じ得ないが、それを押するような状況では自動可能な場合  
 消滅・・・いかなる状況でも関節の自動が不可能な場合

(4) ⑧の握の上肢筋は、肩峰先端より肘骨莖状突起尖端まで、下筋長は肘筋着付点より肘骨内果尖端までの距離を測ってください。また、上腕回、前腕回、手関節回、手関節回は、大関節は骨蓋上縁上10センチメートルまでの関節はを測ってください。



5 診察者の取扱案例を日本年金機構のホームページに掲載していただきますのでご参照ください。  
 また、日本年金機構のホームページに掲載している Excel 形式の診断書様式を使用してください。[Excel]

② 医師の診断書、身体の状態

医師又は診断医の氏名

所 在 地

年 月 日

以下の診断書の太文字の欄は、記入漏れがないよう記入していただくこととなっています。

⑧欄

診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日)

⑪欄以降

障害の状態 (平成・令和 年 月 日現症)

※ 1. 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記載する必要はありません。

(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

※ 2. 裏面にも現症年月日欄がありますので必ず記入してください。

※ 3. なお、障害に関係する測定項目欄が実施されていない場合は該当欄に「未実施」又は「未測定」など、わかりやすく記入してください。

⑯欄

関節可動域及び筋力

※ 関節可動域は、健側についても記入してください。

⑱欄

日常生活における動作の障害の程度

※ 補助用具を使用しない状態で判断してください。

㉑欄

現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)

※ 補助用具を使用しない状態で判断してください。

㉒欄

予後 (必ず記入してください。)

※ 診断書作成医等の欄も、記入漏れがないよう記入していただくこととなっています。

上記のとおり、診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所 在 地

医師氏名

この日付は診断書の作成年月日となります。⑪⑯欄現症年月日以降の日付で作成してください。



### 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

### 産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

### 会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者（又は第3号被保険者）への切替え手続きが必要です。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

### マイナポータルを利用した国民年金の加入手続・ 保険料免除申請等の電子申請について

マイナポータルを利用した国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、国民年金免除・納付猶予及び学生納付特例の電子申請ができます。詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)

## 地域の独自情報

## 編集後記

年明けから好きな作品が映画化されることになりました。好きな作品の映画化というのは原作ファンの心理として少々抵抗があるものなのですが、想像以上に面白かったため繰り返し観ることを決意し、せっかくなら「そうだ、いろんな映画館に行こう」と思い立ちました。いろんな映画館に行ったことで、スクリーンの大きさや音響の差、椅子の座り心地など映画館ごとの特徴を楽しめたので、飽きずに好きな作品を観続けることができました。いろんな映画館行ったことで鑑賞の際の選択肢が増えたので、今後、違う作品を観る際に映画館へ行くのが楽しみです。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。今後も、どうぞよろしくお願いいたします。